

國家権力の弾圧計画を  
粉碎しよう！

再生に向けヨイ坂こう！

オ2号

’73.3.25発行

ようやく春がやってきました。3名の同志にとつては獄中でもわかる二度目の春です。権力は爆発物取締罰則法違反という、(政治弾圧の為にある驚くべき懲法)重罪で彼らを起訴し、二年余りたった今日も東拘にとじこめたままにしていきます。しかしRGの战士達は、確実に反撃を開始し、以下のようになりますと勝利をかちとっています。我々はますます団結を強め、輪をひろげて爆破攻撃を粉碎して行くでしょう。

市川兄のオニ回公判 鑑定書のウェールははがされた。

市川君のオニ回公判は3月6日午後1時15分から東京地裁504法廷で行なわれ、和田実量、青山・萩原の三証人が、薬品の内容と威力について証言。威力については所謂起爆力の量の測定結果についても、濃硫酸と濃硫酸カリウムといつて明らかになつた。又硫酸カリウムについても、硫酸カリウムの濃度が全くわからないので、検事側は濃硫酸といふ言葉を使つてもそれがどうにつけられない。硫酸カリウムの中の錦綱についてもそれがあつた。ついで、この鑑定書にいっては、もしあつたり、(工業用雷管を使えば)どう推定の上に成り立つものであり、本件く手製爆弾と検事側はいっている)そのものの威力では全くないという事がバクロされたのです。

浅田氏に爆破攻撃！

犯人蔵匿罪で起訴され京都拘置所に拘留中の浅田氏が何と爆破1条で去る2月10日再逮捕された。3月3日処分保留のままで京都拘置所に移監になつたが、浅田氏は「僕が新聞でもう一つのとくさつが断定したものの全てを含めて、71年9月から11月にかけて起つた爆弾」のうちRGの爆弾の場合、黙秘も何をも鳥居のあづかり知らぬ話ばかりでござるがなかつたと云ふのが実情です。しかし事件や狹山裁判等々、世の中にはデッテ上げと誤判の種はつきないものでありますから、正直に一つ一時はどうなるのかとふるえたものであります。」と言つていました。又完黙のヨイの意味、「教説や弁護士の重要性などを手紙で書いて下さって大いに励みになっています。

音藤兄、再々逮捕。再起訴！

2月9日、処分保留で京都に移監された音藤君は、2月16日公判の後、19日に爆破1条で再々逮捕。3月10日完黙にもかかわらず起訴された。3月23日京都での公判直前、KC院にとめおかれ、連日取調べが行なわれた。音藤君は京都一東京を何度も往復され、疲労にもげずがんばつています。我々も音藤兄のヨイに続こう。今回は鉄道からのアピールをのせることが出来ませんが、彼の「完黙」がすばらしい便りだと思います。

尾崎兄、オ一回控訴審開かる！

3月15日、尾崎君のオ一回控訴審が開かれた。彼自身の報告によるヒ、以下の通りです。15日の公判は10分間程で、検事側から新たに証拠調査請求がなされただけです。①起爆薬の成分と量、②起爆力について警視庁料積の所員2名を証人尋問したいといつものでござる。2名共、一審の時、検事側の証人で出てきた人です。裁判長が、「一審の結果のものに對し、2名共、明らかに出来ず、その後、明らかにする事ができた理由は？」と聞いた答弁のみといなは、「その後、慎重にいろいろ努力を積み重ねた結果…」と大臣の答弁といなは、「そこで止けどインチキ鑑定の上塗りやるつもりらしい。」さて、起爆薬と起爆力について、今さらどんなデータをもって登場するか、検事側の慎重な努力の結果が楽しみです。次回は4月12日の予定。

## 獄中からの手紙

同志諸君は共に空気が入り頑張っている。私は尙題意誌ですが、S氏供てSる競争の最も頭要度較」対で懲わされのお手書き読る。を進考私に最もじをすす度しの度を重ニに述に望るん2題もは擊隔W展すとS氏反見R無対ニ自。Sの信括Wを2題のうちの1題に於不無な遠到れ。RにKマ括氏の戦ありKさるに現斗す。

## (I) 秋期武斗について

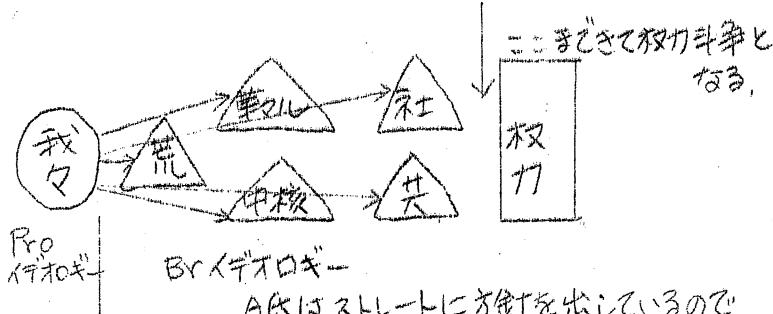
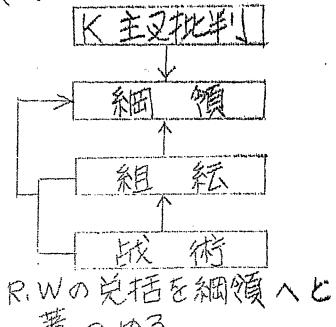
(1) 秋期武斗に入り、主要な統括を71年10月の三分裂、その後12月段階にあける長期方針という組織的解体を求め、「我々は何故政治的結合を失い、RWをおこ進められたか?」を中心と考える二とにしきす。我々は三派止揚・八派解体の斗争を二派的斗争から開始して、戦術は6、17、朝霞・三里塚とうち続くRWを継承し方針としきした。政治的には

- ①沖縄斗争が米帝の米中会談により「自帝が更なる露骨な侵略と反RW、日中友好を中心とした一定期間の平和共存かとして、日帝佐ト政府の政治危機が明らかになり、71年秋期武斗は一大政治決戦としてあった。
- ②70、12、18JリのRWに対して党派としての責任がせきられていた。

## [IT] 「3、6規律」 [1102]

この処分をめぐって明らかにされたことは、①守るが酷いはそ  
である。といった規律の空洞化が容認され、いわゆる「中立派」を定義して、上位の規律で考究して、下位の規律で質出されて、それが解釈される事例です。

(1)



R.Wの兌括を細領へと  
煮つめる。

A氏はストレートに方針を出しているので  
このようにゴジラ化する

- ①新左翼の観念的Mbに対して現実から学ぶ。大衆の意見を聞く等のリアリズムを持ちこんだり思ひます。  
②現代世界の帝曰主爻に対して斗争的立場を毛沢東主義が持っていること。  
③我々がまだ細領を獲得するまでの党的内容・革命への具体性を有していないことに対して日本共産党の継承ではあるけれども我々に武斗をもつて「細領」を提起したことであると考えます。以上諸同志の意見を求めます。 1973.3月18日 市川 平

## 獄中からの手紙



R.Wの時代には、畢竟にはいいのである。しかし多くの間自己批評でいく得を受ける。従つて多くは納約の所でござります。尾崎 力

尾崎 力

## 獄中からの手紙

前略 葉書で失礼します。本の差入がありがとうございます。マンガも気分転換になつて良い  
ものだと思いました。コピーされた寺紙のことですが、内容そのものに対する反対です。  
それは一昨年の武斗の開始のことについての発括にについて詳細な卓見についての自己批判的な  
解説が無いからです。それから「赤報」についての批判卓見をもうとくわすぎないか  
と思ひます。總じてこのコピーの内容は神奈川左派の見解の合理化に思ひます。とりあえ  
とと思うのです。くわしいことは、もう少し研究して寺紙を述べたいと思ひます。とり  
お礼にかえて。

2月26日

竹谷俊一

詳しく述べるが「赤報」2号その他を参照。  
「完括」に於て筆者の立場はものすごく鮮明になります。連赤との違いは、神奈川左派が連赤のようすに満足を費して、銃砲械を費してしまったが、つまり自己の路線に対して忠実でなかつたことを意味するにすぎません。筆者は連赤と自己を区別したがつてますが、それは成功していゝ了。全然党派性の党の争も明らかになつていいからです。資本主義批判を実践の指針とする者たちの武器としてもとりえていいように思ひます。單なる現状分析の理論的基礎といふ學者の立場にあるのではないかと思ひます。

哲氏が再逮捕されたときですが、彼にはこう言って下さい。『貴兄の完括は現実的な政治に察との斗争を通して、どう意志のあることを証明しなければならない。完黙によつてそれを証明して下さい。』  
それから私に対する食料などの差入には気を使わないで下さい。

3月7日

竹谷俊一

## 資料

起訴状 尾崎力 (S.47.11.17起訴)

### 公訴事実

被告人は竹谷俊一らと共に謀のうえ、治安を妨げ、かつ人の身体・財産を害する目的をもつて、昭和四十六年十月二十三日午後10時30分頃、東京都板橋区栄町35番3号警視庁板橋署養育院前派出所裏に、トリニトロトルエン・ピクリン酸ナトリウム・塩素酸ナトリウムを混合した爆薬を鉄パイプに充填した時限装置付手製爆弾を設置し、もつて爆発物を使用したものである。

罪名： 罪条  
爆発物取締罰則違反同罰則第60条

起訴状 市川平 (S.47.11.8起訴)

被告人は他の者と共に謀のうえ、治安を妨げ、かつ人の身体・財産を害する目的をもつて、昭和四十六年十月二十三日午後6時頃、東京都豊島区長崎1丁目1番22号警視庁自白警察署長崎神社前派出所裏側壁に近接して、ピクリン酸・塩素酸ナトリウムを混合した爆薬を鉄パイプに充填した時限装置付手製爆弾を設置し、もつて爆発物を使用したものである。

罪名： 罪条  
爆発物取締罰則違反同罰則第60条